

議案第40号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正し
ようとする。

平成23年9月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年3月天理市条例
第11号）の一部を次のように改正する。

別表夜間看護手当の項中「6,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、この
条例の施行の日以後に行われた業務について適用し、同日前に行われた業務
については、なお従前の例による。